

# 情報サービス産業協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年2月5日

一般社団法人情報サービス産業協会

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月17日～11月28日
- ・ 調査企業：JISA会員企業 466社を対象
- ・ 回答企業：68社
- ・ 回答率：15%

# 1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

「価格の決定方法」

- ✓ 価格転嫁の状況、価格転嫁の協議、労務費の転嫁状況の各項目については、2024年度調査に比べ改善傾向が確認された。

「支払条件」

- ✓ 2025年度調査では「現金支払い」のみとなった。調査の結果から当業界における約束手形での取引は見受けられない。

「減額要請」

- ✓ 2025年度調査では「減額要請したことがある」と回答した企業は0件となった。調査の結果から当業界における減額要請は見受けられない。

「型取引の適正化」

- ✓ 2025年度調査では「型取引はない」が100%となった。調査の結果から当業界における型取引は見受けられない。

「知的財産等への対応」

- ✓ 知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組の実施状況については、2024年度調査に比べ概ね改善傾向が確認された。

「働き方改革への対応」

- ✓ 2025年度調査では「仕入先(発注先)の働き方に配慮した発注を行っているか」については、回答企業全社が対応しているとの回答結果となった。また、「短納期発注や急な仕様変更などを行った場合」にも「適正コストは全く負担しなかった」と回答した企業は0件であった。

「その他」

- ✓ 社内及びサプライチェーン全体への適正取引の浸透に向けて、多くの企業が自主点検や社内ルール・マニュアルの整備・見直しをはじめ複数の取組を実施していることが確認された。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

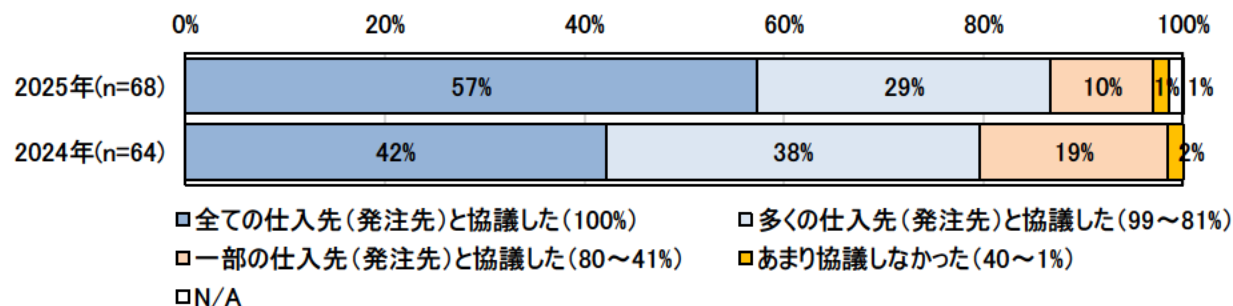
## 重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法-1

### 【分析結果・今後の課題】

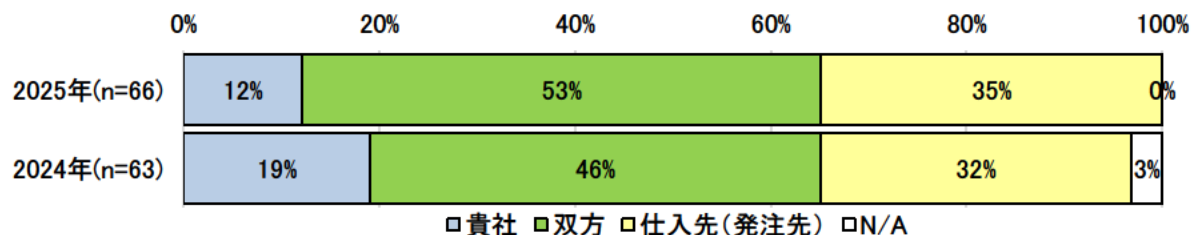
- ・価格転嫁の協議については、2025年度調査に引き続き95%以上の企業が「協議した（「全ての仕入れ先（発注先）と協議」「多くの仕入れ先（発注先）と協議」「一部の仕入れ先（発注先）と協議」を合わせた値）」と回答した。内訳を見ると、「全ての仕入れ先（発注先）と協議した」の値が15%上昇しており、協議状況の改善傾向が見られた。
- ・単価の決定・改定の協議については、「貴社」または「双方」から申入れを行うと回答した企業は2024年度調査と同じく65%であった。内訳を見ると、「双方」からの申し入れが2024年度調査46%から2025年度調査53%と7%増加している。

### 【設問と回答】

設問4. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う仕入れ先(発注先)との協議の実施状況についてお答えください。【単一回答】



設問5. 設問4で「1: 全ての仕入れ先と協議した(100%)」「2: 多くの仕入れ先と協議した(99~81%)」「3: 一部の仕入れ先と協議した(80~41%)」と回答した方にお伺いします。単価の決定・改定の協議について、貴社と仕入れ先(発注先)のどちらから申入れを行う場合が多かったですか。【単一回答】



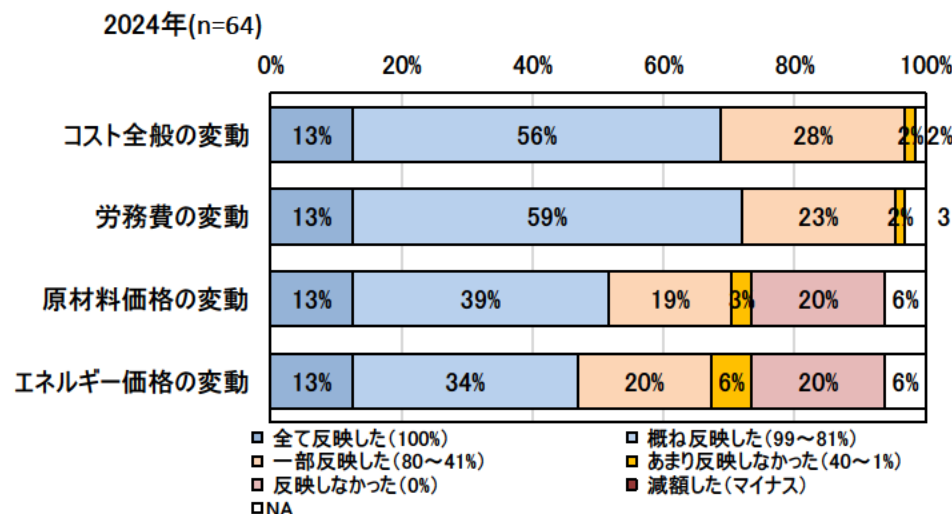
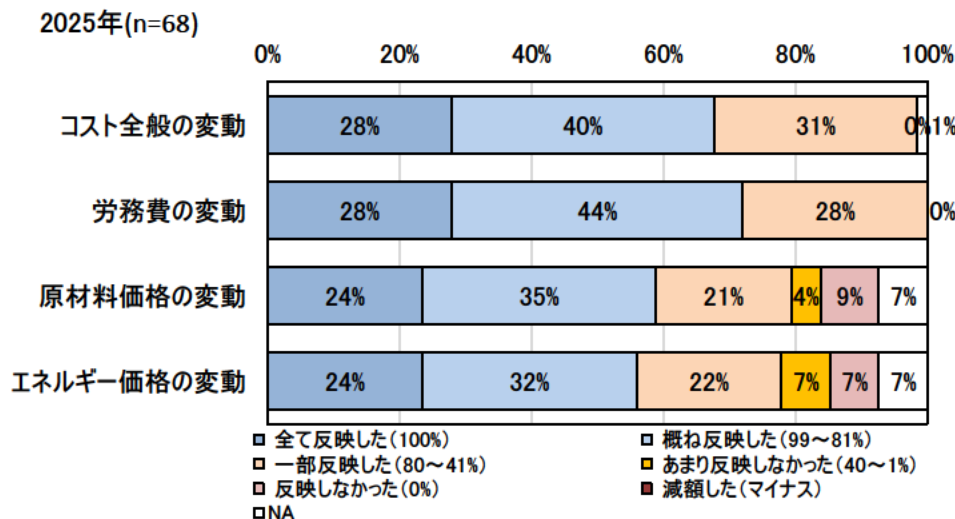
# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

## 重点課題に対する取組 ①価格の決定方法-2

- 取引金額が最も大きい仕入先（発注先）との取引における価格転嫁の状況を見ると、コスト全般及び労務費については、仕入先(発注先)の各コスト増加分を「反映した（「全て反映」、「概ね反映」、「一部反映」を合わせた値）」との回答が、2024年度調査に引き続き95%を超えた。
- 仕入先(発注先)の各コスト増加分を「反映した」との回答は、原材料価格についても2024年度調査71%から2025年度調査80%、エネルギー価格についても2024年度調査67%から2025年度調査78%となり、2024年と比較して改善が見られた。

### 【設問と回答】

設問7. 直近1年間で取引金額が最も大きい仕入先(発注先)との取引について、2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先(発注先)の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。【各項目単一回答】



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

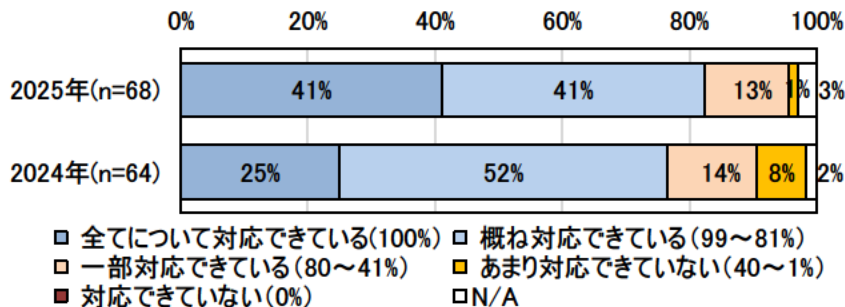
## 重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法-3

- ・ 労務費の転嫁について定期的に協議の場を設けているかについては、「対応できている（「全て」「概ね」「一部」を合わせた値）」との回答は2024年度調査91%から2025年度調査95%となり、対応状況は改善した。
- ・ 仕入れ先に公開資料を用いるように依頼しているかについては、「対応できている」が2024年度調査59%から2025年度調査78%となり、対応状況は改善した。
- ・ 「サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して要請額の妥当性を判断する」ことについては、「対応できている」が2024年度調査81%から2025年度調査93%となり、対応状況は改善した。
- ・ 「仕入れから労務費上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合、協議のテーブルにつく」ことについては、90%以上の企業が「対応できている（「全て」「概ね」「一部」を合わせた値）」と回答した。内訳を見ると、「全てについて対応できている」と回答した企業は2024年度調査64%から2025年度調査79%となり、対応状況は改善した。

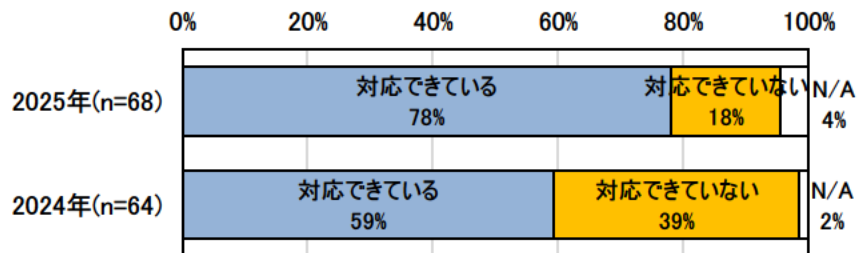
### 【設問と回答】

設問6. 直近1年間の各仕入先(発注先)との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に記載される各項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。【各項目単一回答】

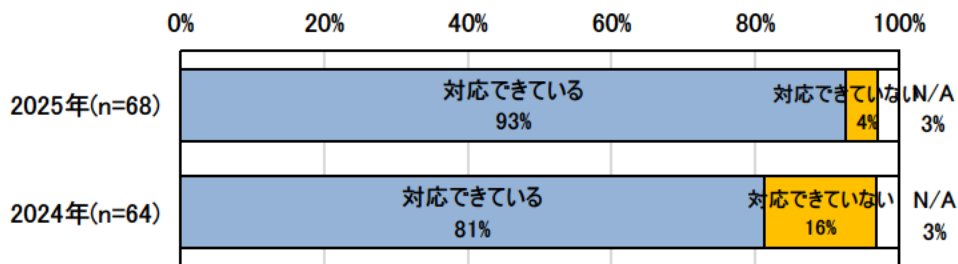
#### ② 仕入先(発注先)と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている



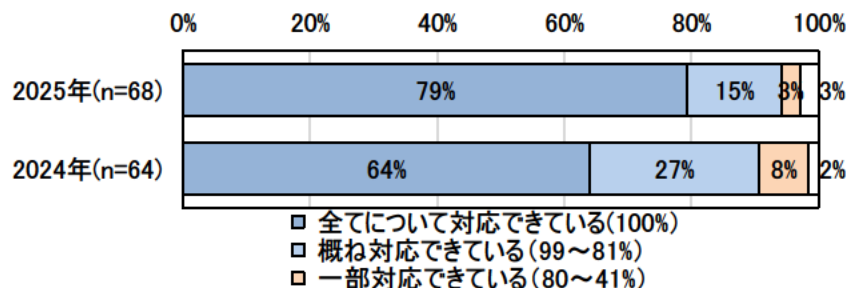
#### ③ 仕入先(発注先)に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合は、公表資料を用いるよう依頼する



#### ④ サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断する



#### ⑤ 仕入先(発注先)から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた場合、協議のテーブルにつく



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・「価格の決定方式」については、前年度調査に比べ概ね改善傾向が確認された。今後ともさらなる改善を図るため、以下のアクションを行うこととする。
- ・2026年1月9日に全会員に発出した「情報サービス産業における適正な人的資本価値の実現及び取適法施行に伴う取引適正化に向けての重ねてのお願い」（通称：会長レター）について、引き続き周知・啓発活動を行う。
- ・2026年1月に改定した「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」「取引適正化実践マニュアル 第2版」について引き続き会員企業における周知・活用促進を図る。
- ・2026年1月に施行された改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）等、取引適正化に関する政策動向への理解促進を図るため、中小企業庁による寄稿「取引適正化に係る政策の動向」を当協会会報誌に掲載し、会員への周知を図る。
- ・取引適正化に係るセミナーを開催し、関係法令や自主行動計画等についての会員への周知・啓発を図る。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

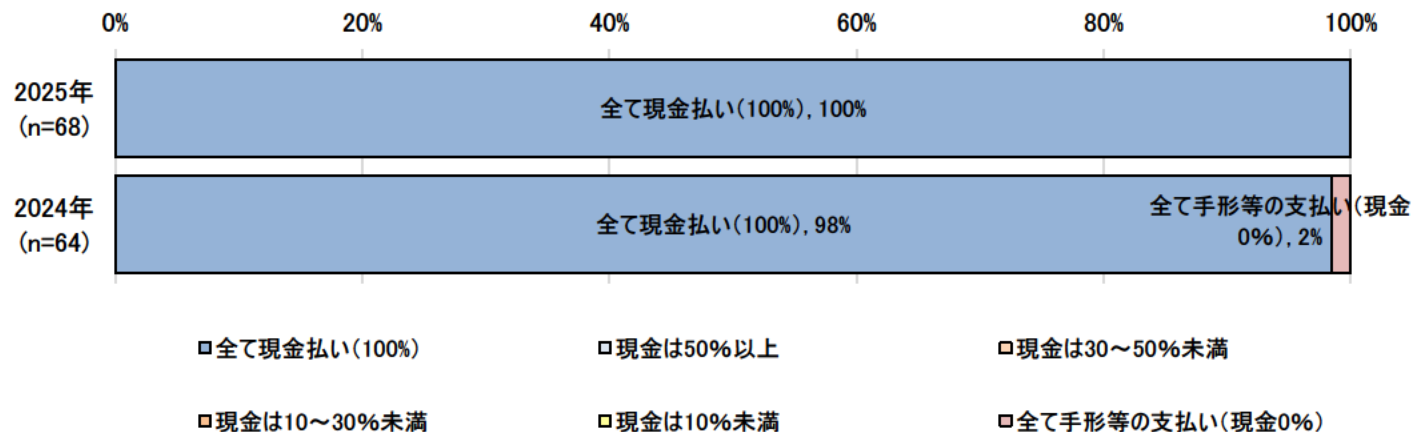
## 重点課題に対する取組 ② 支払条件

### 【分析結果・今後の課題】

- ・2024年度調査では「全て手形等支払い」が1件あったが、これまで自主行動計画等でできる限り現金支払いを推奨してきた経緯があり、2025年調査においては「全て現金支払い」のみとなった。

### 【設問と回答】

設問10. 直近1年間で、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合はどれくらいですか。



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

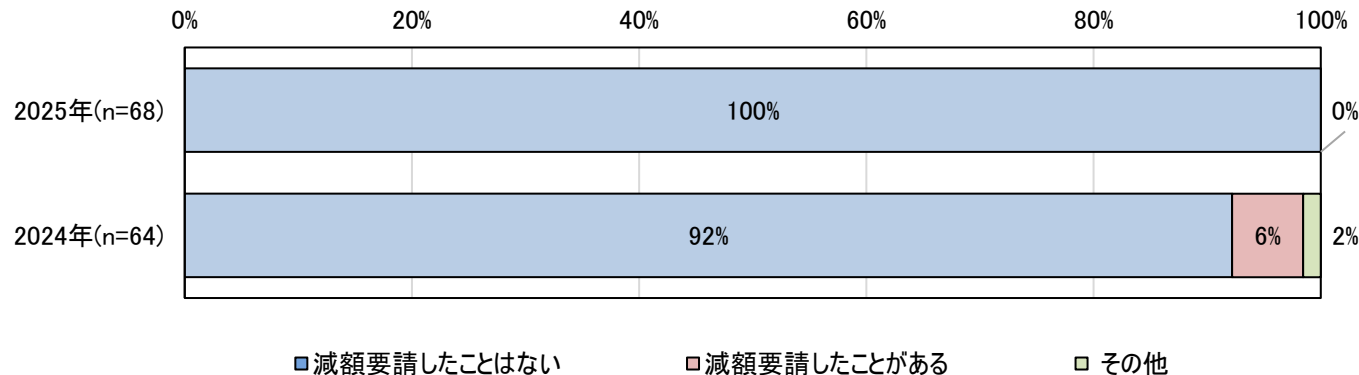
### 重点課題に対する取組 ③減額要請

#### 【分析結果・今後の課題】

- 減額要請については、2024年度調査では「減額要請したことがある」が6%見られたが、2025年度調査では0件となり、調査の結果から当業界における減額要請の状況に改善が見られた。

#### 【設問と回答】

設問8. 直近1年間で、取引を行う仕入先(発注先)との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した(以下、「減額要請した」という)ことはありますか。【単一回答】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組③減額要請

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 2025年度調査では、「減額要請したことがある」との回答が0件となった。今後ともこの状況を維持するため、以下のアクションを行うこととする。
- ・ 2026年1月9日に全会員に発出した「情報サービス産業における適正な人的資本価値の実現及び取適法施行に伴う取引適正化に向けての重ねてのお願い」（通称：会長レター）について、引き続き周知・啓発活動を行う。
- ・ 2026年1月に改定した「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」「取引適正化実践マニュアル 第2版」について引き続き会員企業における周知・活用促進を図る。
- ・ 2026年1月に施行された改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）等、取引適正化に関する政策動向への理解促進を図るため、中小企業庁による寄稿「取引適正化に係る政策の動向」を当協会会報誌に掲載し、会員への周知を図る。
- ・ 取引適正化に係るセミナーを開催し、関係法令や自主行動計画等についての会員への周知・啓発を図る。

## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

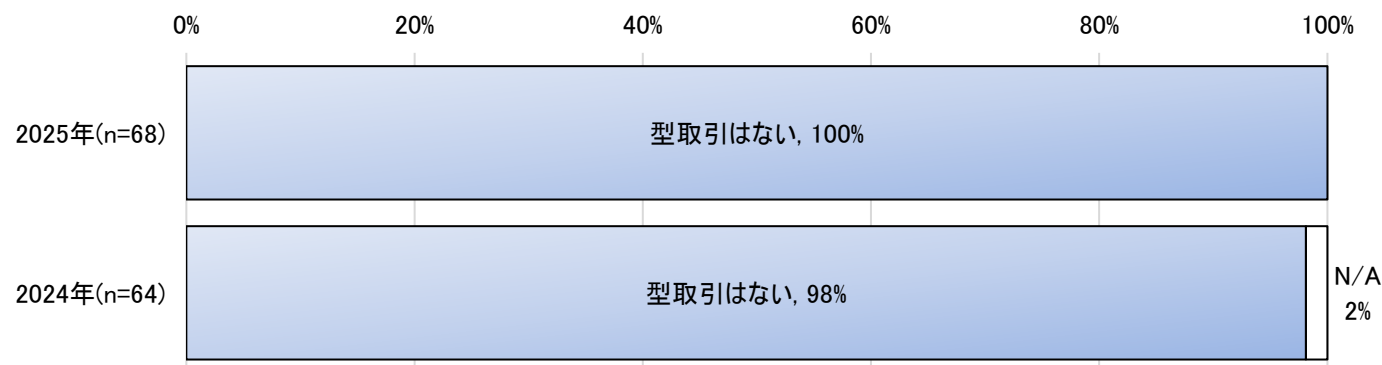
### 重点課題に対する取組 ④型取引

#### 【分析結果・今後の課題】

- 「型取引はない」が100%となった。調査の結果から当業界における型取引は見受けられない。

#### 【設問と回答】

設問23. 仕入先(発注先)との取引における型取引の状況(有無)についてお答えください。【複数回答可】



## 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

### 重点課題に対する取組 ④型取引

#### 【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 過年度調査においても型取引に該当する事例は確認されていないことから、現時点では特段の取組は行う予定はない。

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

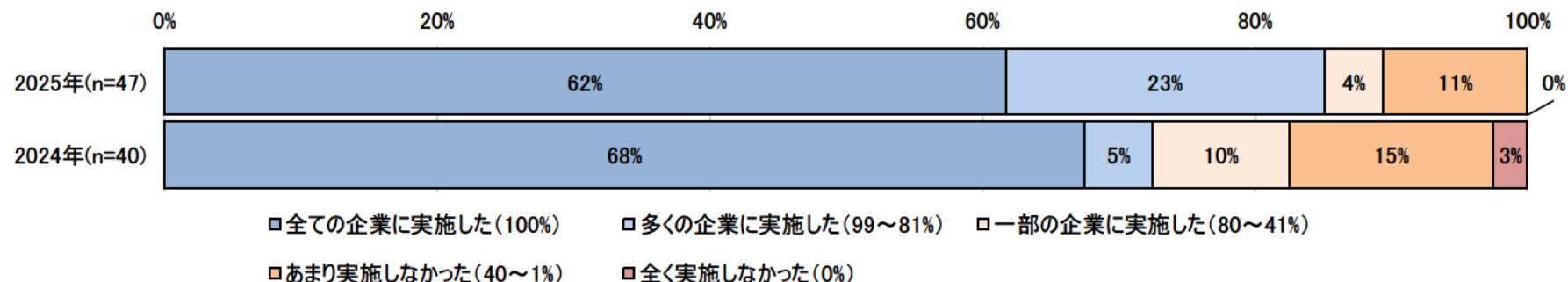
## 重点課題に対する取組 ⑤知財取引

### 【分析結果・今後の課題】

- ・ 知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した割合については、「全ての企業に実施」「多くの企業に実施」と回答した合計の値が2024年度調査73%から2025年度調査85%と増加し、「一部の企業に実施」を含めた値でも2024年度調査83%から2025年度調査89%とそれぞれ改善が見られた。

### 【設問と回答】

設問17. 設問16で、知的財産等を扱う取引がある(選択肢1~4)と回答した方にお伺いします。直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組(以下、単に「取組」という。)を実施した取引先企業の割合をお答えください。【単一回答】



# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

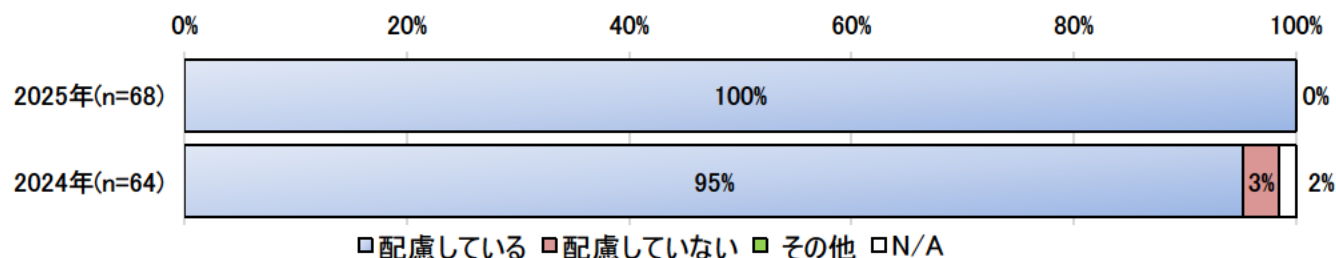
## 重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

### 【分析結果・今後の課題】

- 働き方改革については仕入先(発注先)の働き方に配慮した発注を行っているかについて、2024年度調査では95%と高い比率を占めていたが、2025年度調査ではさらに状況が改善され、100%が「配慮している」と回答した。
- 短納期発注や急な仕様変更を行った場合に適正なコストを負担したかに関しては、2024年度調査と同様「短納期発注や急な仕様変更は行っていない」と回答した企業が半数を上回っている。また、行った場合にも「適正コストは全く負担しなかった」と回答した企業は0件であった。

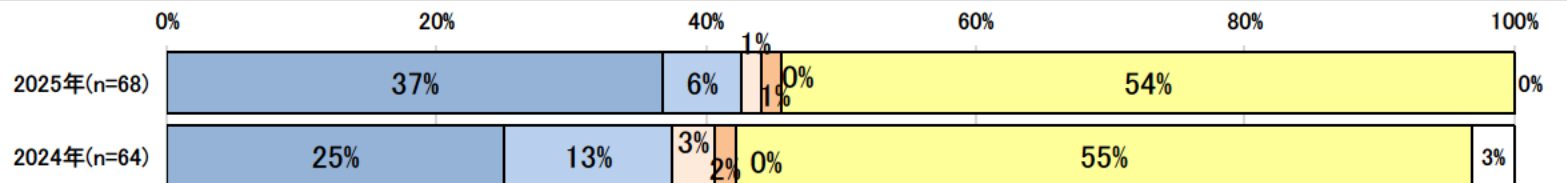
### 【設問と回答】

設問20. 貴社が仕入先(発注先)に発注を行う際、仕入先(発注先)の働き方に配慮した発注を行っているかお答えください。【単一回答】



設問22. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応\*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。【単一回答】

\*時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など



- 全ての仕入先(発注先)について適正コストを負担した(100%)
- 多くの仕入先(発注先)について適正コストを負担した(99~81%)
- 一部の仕入先(発注先)について適正コストを負担した(80~41%)
- 適正コストの負担はあまりしなかった(40~1%)
- 適正コストは全く負担しなかった(0%)
- 短納期発注や急な仕様変更などは行っていない
- N/A

# 2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

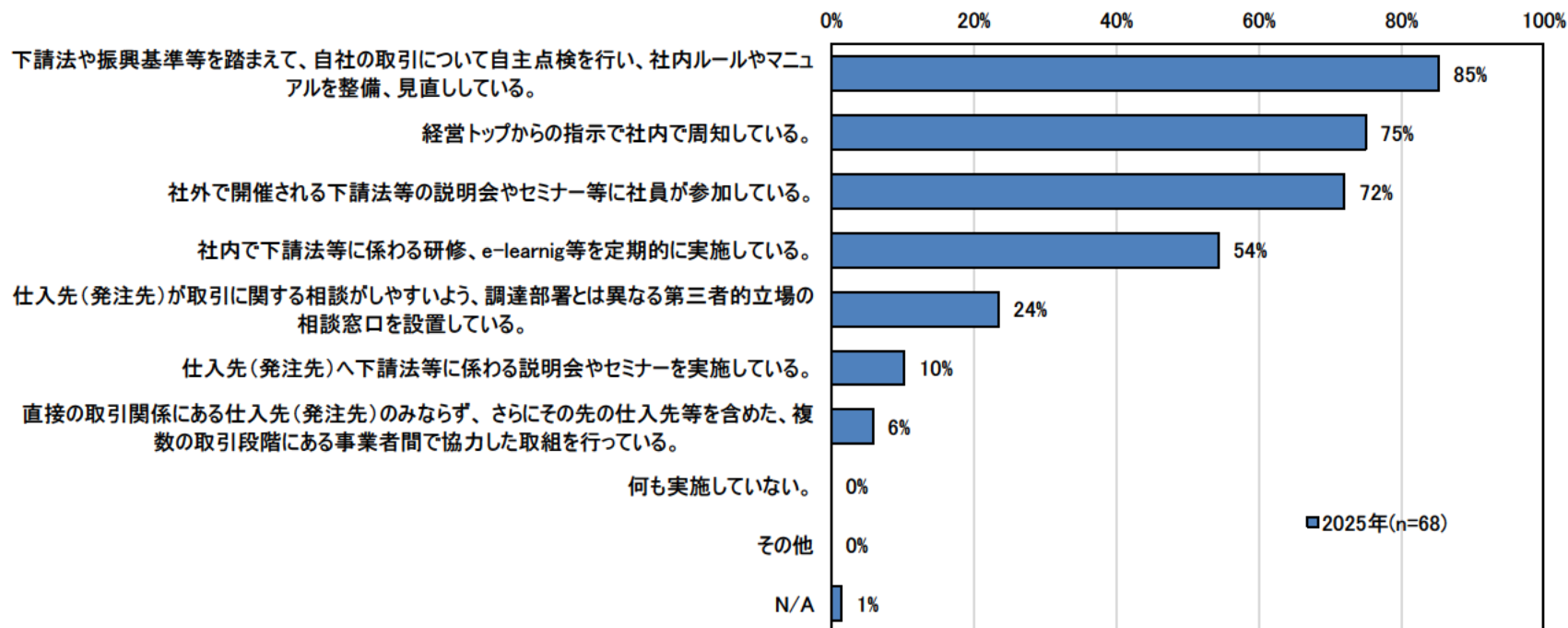
## 重点課題に対する取組 ⑦その他

### 【分析結果・今後の課題】

- ・社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するための取組としては、「下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている」と回答した企業が最も多く85%であった。一方、「何も実施していない」と回答した企業は0%だった。なお、本設問については複数回答可としており、1社あたりの平均回答数は3.3件であったことから、各社において複数の取組が実施されていることが分かった。（※回答数223件）

### 【設問と回答】

設問28. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。【複数回答可】



# 3. 取引適正化に向けた今後の取組

## 【今後の取組】

- ・ 2026年1月9日に全会員に発出した「情報サービス産業における適正な人的資本価値の実現及び取適法施行に伴う取引適正化に向けての重ねてのお願い」（通称：会長レター）について、引き続き周知・啓発活動を行う。
- ・ 2026年1月に改定した「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」 「取引適正化実践マニュアル 第2版」について引き続き会員企業における周知・活用促進を図る。
- ・ 2026年1月に施行された改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）等、取引適正化に関する政策動向への理解促進を図るため、中小企業庁による寄稿「取引適正化に係る政策の動向」を当協会会報誌に掲載し、会員への周知を図る。
- ・ 取引適正化に係るセミナーを開催し、関係法令や自主行動計画等についての会員への周知・啓発を図る。
- ・ パートナーシップ構築宣言の宣言数の向上について  
パートナーシップ構築宣言の会員企業数については、自主行動計画に記載しており、定期的に確認している。2024年12月時点では宣言企業数が143社であったが、2025年12月時点では157社となり、14社増加した。パートナーシップ構築宣言についても継続的に周知活動を実施する。

### 宣言企業数 ※2025年12月時点

会員企業数	530社（うち、資本金3億円超の大企業149社）
宣言企業数	157社（うち、資本金3億円超の大企業90社）
会員企業に占める宣言企業の割合	29.6%
資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合	60.4%